

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項第二号中「及び第十六条」を「、第十六条及び第十六条の三」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかつた期間

第十三条の五第六項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第二十五条第十二項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」及びただし書を削る。

第二十五条の二第二項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第三項中「この項及び次条第三項において「育児部分休業」を「第一号部分休業」に、「次条第三項において「高齢者部分休業」を「次条第六項において「高齢者部分休業」に、「次条第三項において「育児時間」を「次条第六項において「育児時間」に、「条例第十六条の三第一項」を「次条第五項」に、「子育て部分休暇（以

下この項において「子育て部分休暇」という。」を「第一号子育て部分休暇」に、「育児部分休業、高齢者部分休業、育児時間又は子育て部分休暇」を「当該第一号部分休業、当該高齢者部分休業、当該育児時間又は当該第一号子育て部分休暇」に改める。

第二十五条の三第二項から第四項までを次のように改める。

2 子育て部分休暇の申請をしようとする職員は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき七十七時間三十分を超えない範囲内

3 前項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）をした職員は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができ
る。

4 第二項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第三項変更をした場合にあ

つては、その変更後の範囲内において、子育て部分休暇を申請することができ
る。

第二十五条の三中第九項を第十六項とし、同条第八項第二号を次のように改める。

二 職員が第三項変更をしたとき。

第二十五条の三第八項第三号を削り、同項を同条第十五項とし、同条中第七項を
第十四項とし、第六項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 前項の規定にかかわらず、任命権者は、次に掲げる場合にあつては、子育て部
分休暇について、承認することができない。

一 第二号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしてい
る職員について、第一号子育て部分休暇の申請があつた場合

二 第一号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしてい
る職員について、第二号子育て部分休暇の申請があつた場合

第二十五条の三第五項中「は、これを利用する日の前日までに」を「、第二項申
出及び第三項変更は、」に改め、同項ただし書中「子育て部分休暇を利用する日の
前日までに子育て部分休暇承認申請書」を「子育て部分休暇簿」に改め、同項を同
条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までに行うものとする。
第二十五条の三第四項の次に次の五項を加える。

5 第二項第一号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

6 第一号部分休業、高齢者部分休業、育児時間又は条例第十六条の二第一項の規定による介護時間（以下この項において「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員に対する第一号子育て部分休業の承認については、一日につき二時間から当該第一号部分休業、当該高齢者部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

7 第二項第二号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて申請があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、

8 当該残時間数の全てについて申請があつたとき 当該残時間数

職員の育児休業等に関する条例第十五条の二第一項の規定による部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対

する第二号子育て部分休暇の承認については、第二項第二号に掲げる時間から、当該第二号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

9 任命権者は、子育て部分休暇について、次の各号に掲げる場合にあっては、当

該各号に係る証明書等の提出を求めることができる。

一 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合

二 第二項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第三項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合

第二十五条の七の次に次の見出し及び七条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第二十五条の八 条例第十六条の六第一項第一号の東京都北区規則で定める制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

一 育児短時間勤務

二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業

三 条例第九条の二第一項の規定による深夜勤務の制限

四 条例第九条の三第一項の規定による超過勤務の免除

- 五 条例第九条の四第一項の規定による超過勤務の制限
- 六 条例第十五条第一項に規定する育児時間
- 七 条例第十五条第一項に規定する出産支援休暇
- 八 条例第十五条第一項に規定する子の看護等休暇
- 九 条例第十六条の三に規定する子育て部分休暇
- 十 第五条の二第二項第一号に掲げる場合の条例第六条第二項の規定による休憩時間の短縮
- 第二十五条の九 条例第十六条の六第一項第一号の東京都北区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 出生時両立支援制度等
 - 二 出生時両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
 - 三 地方公務員等共済組合法第七十条の五第一項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項
- 第二十五条の十 条例第十六条の六第一項又は第二項の規定により、職員に対してこれらの項の各号に掲げる措置を講じる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方
法（第三号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によつて行わなければならない。
 - 一 面談による方法

- 二 書面を交付する方法
 - 三 電子メール等の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）
- 第二十五条の十一 条例第十六条の六第一項第三号及び第二項第三号の東京都北区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 始業又は終業の時刻
 - 二 勤務の場所
 - 三 業務量の調整
 - 四 前三号に掲げる事項のほか、任命権者が別に定める事項
- 第二十五条の十二 条例第十六条の六第二項の東京都北区規則で定める期間は、三歳に満たない子を養育する職員の子が、一歳十一月に達する日の翌々日から二歳十一月に達する日の翌日までの一年間とする。
- 第二十五条の十三 条例第十六条の六第二項第一号の東京都北区規則で定める制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。
- 一 育児短時間勤務
 - 二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業
 - 三 条例第九条の二第一項の規定による深夜勤務の制限

- 四 条例第九条の三第一項の規定による超過勤務の免除
- 五 条例第九条の四第一項の規定による超過勤務の制限
- 六 条例第十五条第一項に規定する子の看護等休暇
- 七 条例第十六条の三に規定する子育て部分休暇
- 八 第五条の二第二項第一号に掲げる場合の条例第六条第二項の規定による休憩時間の短縮
- 第二十五条の十四 条例第十六条の六第二項第一号の東京都北区規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 育児期両立支援制度等
 - 二 育児期両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- 別記第五号の三様式を次のように改める。

第5号の3様式 (第25条の3関係)

子育て部分休暇簿

申出対象期間		年度			
--------	--	----	--	--	--

所属		氏名			

1 申請に係る子	氏名	続柄等	生年月日	
			年	月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容 (変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内 (第1号子育て部分休暇) ② 1年につき規則で定める時間 (10日相当) を超えない範囲内 (第2号子育て部分休暇)		
	月 日				

3 変更 (第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	係長印	承認権者印
	月 日					

3 変更 (第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	係長印	承認権者印
	月 日					

4 備考						
------	--	--	--	--	--	--

(注)
第1号子育て部分休暇の申請は別紙1、第2号子育て部分休暇の申請は別紙2を用いること。

第1号子育て部分休暇の申請の場合

別紙1

年度

※ 整理番号	子育て部分休暇の申請をする期間				※				出勤簿 整理	備考
	月	日	毎日／曜日等	時 間	申請月日	承認				
						申請者印	保長印	承認権者印		
1	月	日	から	月	日	まで				
				時	分	から	時	分	まで	
2	月	日	から	月	日	まで				
				時	分	から	時	分	まで	
3	月	日	から	月	日	まで				
				時	分	から	時	分	まで	
4	月	日	から	月	日	まで				
				時	分	から	時	分	まで	
5	月	日	から	月	日	まで				
				時	分	から	時	分	まで	
6	月	日	から	月	日	まで				
				時	分	から	時	分	まで	
7	月	日	から	月	日	まで				
				時	分	から	時	分	まで	
8	月	日	から	月	日	まで				
				時	分	から	時	分	まで	
9	月	日	から	月	日	まで				
				時	分	から	時	分	まで	
10	月	日	から	月	日	まで				
				時	分	から	時	分	まで	

(職員は※印の欄を記入の上、申請者印の欄に押印する。)

第2号子育て部分休暇の申請の場合

別紙2

年度

第2号子育て部分休暇の時間数

※ 整理番号	子育て部分休暇の申請をする期間			※ 申請時間数	※ 残時間数	※ 申請月日	承認			出勤簿 整理	備考	
	月	日	時 間				申請者印	係長印	承認者印			
1	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
2	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
3	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
4	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
5	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
6	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
7	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
8	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
9	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					
10	月	日	から 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日					

(職員は※印の欄を記入の上、申請者印の欄に押印する。)

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十五条の三の規定による子育て部分休暇の申出及び当該申出内容の変更並びに申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の規則第二十五条の三第二項第二号に掲げる範囲内において、この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号）第十六条の三第一項に規定する子育て部分休暇の申請をする場合における同号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」とする。

職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十一号

職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則（令和五年十月東京都北区規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「育児部分休業」を「第一号部分休業」に、「勤務時間条例第十六条の三第一項」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）第二十五条の三第五項」に、「幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項」を「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月東京都北区教育委員会規則第十号）第三十条の三第五項」に、「子育て部分休業」を「第一号子育て部分休業」に、「育児部分休業、」を「当該第一号部分休業、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

付 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十二号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七項第二号中「及び第二十八条」を「、第二十八条及び第三十一条の二」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 育児休業法第十九条第一項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかつた期間

第二十八条第四項中「、申請する当該職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」及びただし書を削る。

第三十条第二項中「、申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、「基準時間」を「基準時間」に改め、同条第三項中「規定する部分休業」の下に「（以下「第一号部分休業」という。）」を加え、「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の二第五項」に、「子育て部分休業」を「第一号子育て部分休業」に、「当該部分休業」を「当該第一号部分休業」に改める。

第三十一条の二第一項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 子育て部分休暇の申請をしようとする会計年度任用職員は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを任命権者に申し出るものとする。

一 一日につき基準時間を超えない範囲内

二 一年につき当該会計年度任用職員の勤務日一日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に十を乗じて得た時間を超えない範囲内

第三十一条の二第五項中「第二十五条の三第五項から第九項まで」を「第二十五条の三第十項から第十六項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、」を「、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に係る」に改め、同項に次の二号を加える。

一 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合

二 第二項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第三項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか

否かを判断するため必要があると認める場合

第三十一条の二中第四項を第九項とし、同条第三項中「職員の育児休業等に関する条例第十五条第一項に規定する部分休業」を「第一号部分休業」に、「子育て部分休業」を「第一号子育て部分休業」に、「部分休業の」を「第一号部分休業の」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第二項第二号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休業（以下「第二号子育て部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて申請があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて申請があつたとき 当該残時間数

8 職員の育児休業等に関する条例第十五条の二第一項の規定による部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用職員に対する第二号子育て部分休業の承認については、第二項第二号に掲げる時間から、当該第二号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第三十一条の二第二項の次に次の三項を加える。

3 前項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）をした会計年度任用職員は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ当該会計年度任用職員の子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第二項申出をした会計年度任用職員は、当該申出をした範囲内（第三項変更をした場合にあつては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。

5 第二項第一号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第三十一条の三第一項中「が次の各号のいずれにも該当する場合に」を「について定められた一週間の勤務日数が三日以上又は一年間の勤務日数が百二十日以上である場合には、」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合について

一 は、子育て部分休暇を承認することができない。

一 第二号部分休業に係る申出（申出内容の変更を含む。）をしてい

る職員について、第一号子育て部分休暇の申請があった場合
二 第一号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしてい
る職員について、第二号子育て部分休暇の申請があった場合

第三十一条の五の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員に対する意向確認等）

第三十一条の六 条例第十六条の六及び職員勤務時間規則第二十五条の八から第二
十五条の十四までの規定は、妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職
員に対する意向確認等について準用する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則（以下「改正後の規則」という。）第三十一条の二の規定による子育て部分
休暇の申出及び当該申出内容の変更並びに申請は、この規則の施行の日前におい
ても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の規則第三十一条の二第二項第二号に掲げる範囲内において、この規則

の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の規則第三十一条の二第一項に規定する子育て部分休暇の申請をする場合における同号の規定の適用については、同号中「十」とあるのは「五」とする。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十三号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年三月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「部分休業の」の下に「申出及び変更並びに」を加え、同条第一項中「部分休業の」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十九条第二項、第三項及び第四項の規定による同条第一項に規定する部分休業（以下この条及び第十四条において「部分休業」という。）の申出、当該申出内容の変更及び」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、部分休業の申出内容の変更について、条例第十五条の五に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該申出内容の変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第十三条の二中「であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるもの」を削る。

第十五条中「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改める。
付則第三項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。

以下「育児休業法」という。」「を「育児休業法」に改める。
別記第五号様式を次のように改める。

部分休業簿

申出対象期間		年度	
--------	--	----	--

所属		氏名	

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容（①又は②を記入）	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内（第1号部分休業） ② 1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内（第2号部分休業）	
	月 日			

3 変更（第1回目）	変更月日	変更後の内容（①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無（有又は無を記入）	係長印	承認権者印
	月 日					

3 変更（第2回目）	変更月日	変更後の内容（①又は②を記入）	変更が必要な事情	特別の事情の有無（有又は無を記入）	係長印	承認権者印
	月 日					

4 備考						
------	--	--	--	--	--	--

(注)
1 申出、変更又は請求に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。
2 第1号部分休業の承認の請求は別紙1、第2号部分休業の承認の請求は別紙2を用いること。

第 1 号部分休業の承認の請求の場合

別紙 1

年度

※ 整理番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間				※ 請求月日	承 認			出勤簿 整理	備 考										
	月	日	時 間	毎日／曜日等		請求者印	係長印	承認権者印												
1	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	月	日						
2	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	月	日						
3	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	月	日						
4	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	月	日						
5	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	月	日						
6	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	月	日						
7	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	月	日						
8	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	月	日						
9	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	月	日						
10	月	日	から	月	日	まで	時	分	から	時	分	まで	月	日						

(職員は※印の欄を記入の上、請求者印の欄に押印する。)

第2号部分休業の承認の請求の場合

別紙2

年度

※ 整理番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間			※ 請求時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 第2号部分休業の時間数			時間 分
	月	日	時 間				承 認	出動簿 整理	備 考	
							請求者印	係長印	承認権者印	
1	月 日	から 月 日	まで 時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
2	月 日	から 月 日	まで 時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
3	月 日	から 月 日	まで 時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
4	月 日	から 月 日	まで 時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
5	月 日	から 月 日	まで 時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
6	月 日	から 月 日	まで 時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
7	月 日	から 月 日	まで 時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
8	月 日	から 月 日	まで 時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
9	月 日	から 月 日	まで 時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				
10	月 日	から 月 日	まで 時 分 から 時 分 まで	時間 分	時間 分	月 日				

(職員は※印の欄を記入の上、請求者印の欄に押印する。)

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則第十三条第一項の規定による部分休業の申出及び当該申出内容の変更並びに承認の請求は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十四号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「二分の一日」の下に「とし、第六号及び第七号に掲げる期間にあつては三分の一日」を加え、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）をしている会計年度任用職員として在職した期間

七 会計年度任用職員勤務時間規則第三十一条の二第一項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

第二十四条第三項中「育児休業法第十九条第一項に規定する」、「会計年度任用職員勤務時間規則第三十一条の二に規定する」及び「（以下「子育て部分休暇」という。）」を削る。

第二十四条の二第一項中「第八号」を「第六号及び第七号に掲げる期間にあつては三分の二日とし、第十号」に改め、「（一日」の下に「（第六号及び第七号に掲げる期間にあつては三分の二日）」を加え、同項中第十二号を第十四号とし、第六

号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 部分休業をしている会計年度任用職員として在職した期間

七 子育て部分休暇により勤務しない期間

第二十四条の二第三項中「育児休業法第十九条第一項に規定する」及び「（以下「部分休業」という。）」を削り、同条第四項中「介護休暇」の下に「、部分休業又は子育て部分休暇を、」について「の下に「それぞれ」を加え、「合計した時間」を「それぞれ合計した時間」に改め、同条第五項中「、子育て部分休暇又は部分休業」及び「それぞれ」を削る。

付 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十五号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び第十一号」を「から第十三号まで」に改め、同項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

十三 勤務時間条例第十六条の三に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

第四条第五項中「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改め、「勤務時間条例第十六条の三に規定する」を削る。

付 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十六号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「及び第十一号」を「から第十三号まで」に、「第十六号」を「第十八号」に改め、同項中第十九号を第二十一号とし、第十二号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

十三 勤務時間条例第十六条の三に規定する子育て部分休業（以下「子育て部分休業」という。）により勤務しない期間

第三条の二第五項中「勤務時間条例第十六条の三に規定する」及び「（以下「子育て部分休業」という。）」を削り、「育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第六項中「介護休業」の下に「、育児部分休業又は子育て部分休業」を、「ついては、」の下に「それぞれ」を加え、「育児短時間勤務職員等」として在職した期間にあつては、「を「育児短時間勤務職員等」として在職した期間において介護休業により勤務しない期間にあつては」に、「一定年前再任用短時間勤務職員」として在職した期間に

あつては、「を」一定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休暇により勤務しない期間にあつては」に、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第七項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

付 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十七号

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則（昭和六十二年六月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和四十一年十月東京都北区条例第十五号）を「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（令和七年七月東京都北区条例第二十八号）に、「第二十八条」を「第九条」に改める。

第二条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第四条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

第五条第二項第五号エ中「条例第十五条第三項」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「令」という。）第九条第三項」に、「特に指定された者」を「特に指定した者」に改め、同条第三項中「消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」に改める。

第七条第二項中「条例第七条第二項に規定する指定医療機関又は薬局（以下「指定医療機関等」がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関又は薬局（以下「指定医療機関等」

という。～」に、「直接指定医療機関又は薬局」を「直接指定医療機関等」に改める。

第八条中「条例第七条第三項」を「令第四条第三項」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「指定医療機関」を「指定医療機関等」に、「条例第七条第一項第五号若しくは第六号」を「令第四条第一項第五号若しくは第六号」に改め、同条第二号中「指定医療機関」を「指定医療機関等」に改め、同条第三号中「指定医療機関」を「指定医療機関等」に「条例第七条第一項第五号若しくは」を「令第四条第一項第五号若しくは第六号」に改める。

第九条中「の各号」を削り、同条第二号中「第四十三条ノ九第二項」を「第七十六條第二項」に改める。

第十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の二から第十三条の五までを削る。

第十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項中「条例第十二條第二項の規定により」を削り、「選任された者」の下に「（以下「代表者」という。～」を加え。同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、これらのうち一

人を代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

第十七条第一項中「条例第十四条第一項」を「令第八条の四第一項」に改める。

第十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「条例第五条第三項各号」を「令第二条第三項各号」に改め、同条第二号中「条例第十二条第一項」を「令第八条の二第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第二十五条」を「第六条」に改める。

別表第一から別表第三までを削る。

別記第十号様式から別記第十二号様式までを次のように改める。

		第	号
傷 病 補 償 年 金 証 書			
氏	名		
住	所		
傷 病 等 級	第	級	
傷病補償年額		円	
支給開始年月日		年 月 日	
災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定に基づき、上記のとおり支給します。			
年 月 日			
東京都北区長			印

別記第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

		第	号
障 害 補 償 年 金 証 書			
氏	名		
住	所		
障 害 等 級		第	級
障 害 補 償 年 額		円	
支 給 開 始 年 月 日		年	月 日
災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定に基づき、上記のとおり支給します。			
年 月 日			
東京都北区長			印

別記第 1 2 号様式（第 1 4 条関係）

第		号
遺 族 補 償 年 金 証 書		
氏	名	
住	所	
遺族補償年額		円
支給開始年月日		
災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定に基づき、上記のとおり支給します。		
年	月	日
東京都北区長		印

別記第十四号様式を次のように改める。

別記第 1 4 号様式 (第 1 6 条関係)

代 表 者 選 任 届						
被 災 者	氏 名				生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 業					
事 故 発 生	日 時	年 月 日 時 分				
	場 所					
	原 因					
受 給 権 者	氏 名	生年月日	住 所	死亡者との続柄	疾病の有無	受給権者と生計を同じくしているか
		年 月 日			ある・ない	いる・いない
		年 月 日			ある・ない	いる・いない
		年 月 日			ある・ない	いる・いない
		年 月 日			ある・ない	いる・いない
		年 月 日			ある・ない	いる・いない
備 考						
災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の規定に基づき、上記の損害賠償に関して、遺族補償年金等の請求及び受領について、 を代表者として選任しましたのでお届けします。 年 月 日 選任者 氏名 被選任者氏名 東京都北区長 殿						

別記第二十一号様式から別記第二十四号様式までを次のように改める。

別記第21号様式（第22条関係）

（表）

損 害 補 償 記 録 簿											
()											
氏 名 (生 年 月 日)		(年 月 日生)			男 女					住 所	
認 定 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日			第 号					災害発生の原因	
傷 病 の 部 位 傷 病 名											
負傷 発病 年 月 日		年 月 日									
重大な過失の有 無 及 び 支 給 制 限 期 間		有 年 月 日から 無 年 月 日まで			通常得ている 収入の日額			円			
年 月 日入院		年 月 日			年 月 日			年 月 日			
年 月 日		年 月 日			年 月 日			年 月 日			
補 償 基礎額	政令第2条第2項		円		記 事						
	政令第2条第3項		円								
	計		円								
療 養 補 償	受 年 月 日	理 決 年 月 日	定 支 年 月 日	給 年 月 日	療 養 期 間 年 月 日～年 月 日			補 償 額			
					～						
					～						
					～						
					～						
					～						
					～						
					～						
					～						
					～						
	計										

(裏)

休業補償	受	理	決	定	支	給	休	業	期	間	補	償	額											
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年				月	日									
								～																
								～																
								～																
								～																
								～																
								～																
								～																
								～																
								～																
								～																
								～																
	計																							
障害補償一時金	受	理	決	定	支	給	障	害	等	級	補	償	額											
	年	月	日	年	月	日								年	月	日								
							第																	
種 別	区 分		受	理	決	定	支	給	申	請	者	氏	名	防	災	従	事	者	と	の	柄	補	償	額
			年	月	日	年	月	日																
遺族補償一時金																								
葬 祭 補 償																								
備 考																								
損害補償額合計											円	年	月	日	完結 継続									

別記第22号様式 (第22条関係)

(表)

事故年度		年度		支払 年金 決定 番号			
傷病補償年金記録簿							
氏名		年 月 日生		法令の名称及び給付又は補償の種類		年 月 日	
住所				支給されることとなった年月日			
種別	水防従事者・応急措置従事者			支給開始年月日		調 整 額 摘 要	
事故が発生した年月日				等級		率 円	
傷病等級該当年月日	・					/	
傷病補償年金支払決定年月日	・					/	
年金通知書の送付年月日	・					/	
補 償 基 礎 額 円	内 訳		基 礎 額 円			/	
支給制限等実績の有無	有		(最初の決定年月日)		・無		
負傷又は発病時の名						/	
傷病等級決定時の障害						/	
既存障害の状態	有・無		級			/	
死亡又は等級変更	死亡・等級変更		・			/	
第三者行為事故	有・無		賠償額			円	
事故種別				備考			

(裏)

[illegible]

別記第23号様式 (第22条関係)

(表)

障 害 補 償 年 金 記 録 簿										事故 年度	年度	支払 年決定番号			
氏 名					年 月 日生					法令の名称及び給付又は補償の 種類				年 月 日	
防 災 従 事 者	住 所		水防従事者・応急措置従事者							支給されることとなった年月日		調 整 額		摘 要	
	種 別									支給開始 年月日		率			
	事故が発生した年月日		・ ・ ・							・ ・ ・		／			
	治 癒 した年月日		・ ・ ・							・ ・ ・		／			
	障害補償年金支払決定 年月日		・ ・ ・							・ ・ ・		／			
	年金通知書の送付年月 日		・ ・ ・							・ ・ ・		／			
	補 償 基 礎 額		円		内 訳		基 礎 額		円		／				
	支給制限等実績の有無 の 負傷又は発病時の 傷		有 (最初の決定年月日) ・ 無							・ ・ ・		／			
	障害等級決定時の障害									・ ・ ・		／			
	既存障害の状態		有・無		級				・ ・ ・		／				
死亡又は等級変更		死亡・等級変更		・ ・ ・				・ ・ ・		／					
第三者行為事故		有・無		賠償額				円							
事 故 種 別									備 考						

(裏)

[illegible]

(裏)

[illegible]

この規則は、公布の日から施行する。
付 則

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例第九条の
二第一項の規則で定める金額を定める規則を廃止する規則を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長 山田加奈子

東京都北区規則第五十八号

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例第九
条の二第一項の規則で定める金額を定める規則を廃止する規則
災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例第九
条の二第一項の規則で定める金額を定める規則（平成十九年三月東京都北区規則第十三
号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例第九条の二第一項第三号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則を廃止する規則を公布する。

令和七年七月一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十九号

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例第九
条の二第一項第三号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則
を廃止する規則

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例第九
条の二第一項第三号の規定に基づき障害者支援施設に準ずる施設を定める規則（平成八
年七月東京都北区規則第三十号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月八日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十号

東京都北区保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区保育料等徴収条例施行規則（平成二十七年三月東京都北区規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

付 則

この規則は、令和七年九月一日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十一号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

付則第五項に次の一号を加える。

七 令和七年度北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事務実施要綱（令和七年六月二十四日七北福地第五千六百六十二号）第六条第三項第三号の規定に基づき窓口現金受領方式等により支給するエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十二号

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区建築基準法施行細則（昭和五十八年四月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「（随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）」を「のうち次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く。）

ロ 常時閉鎖又は作動した状態にあるもの（各階の主要なものに限る。）

第十四条第三項の表一の項中「十月三十一日」を「翌年の一月三十一日」に改め、同表二の項中「十一月三十日まで」ただし、床面積の合計が二千平方メートルを超えるもので三階以上の階にあるものについては、毎年四月一日から十月三十一日」を「翌年の一月三十一日」に改め、同表六の項中「九月三十日」を「翌年の一月三十一日」に改め、同表七の項中「十一月三十日」を「翌年の一月三十一日」に改め、同表九の項中「十月三十一日」を「翌年の一月三十一日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月二十八日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十三号

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区児童育成手当条例施行規則（昭和四十六年十月東京都北区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三百六十万四千円」を「三百六十六万千円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、令和七年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月二十八日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十四号

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立保育所条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「第四条第一項第二号」を「第四条第二号」に改める。

付 則

この規則は、令和七年九月一日から施行する。

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月二十八日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十五号

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十九年九月東京都北区規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「三百六十万四千円」を「三百六十六万千円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第五条の規定は、令和七年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、令和七年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月二十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十六号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記第二十四号様式及び第五十四号様式中「80万円」を「80.9万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区介護保険条例施行規則別記第二十四号様式及び第五十四号様式の規定は、令和七年八月一日以後に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三に規定する特定入所者介護サービス費及び同法第六十一条の三に規定する特定入所者介護予防サービス費の支給を受けるに際して、介護保険負担限度額の認定を受けようとする者について適用する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区介護保険条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年七月三十一日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十七号

東京都北区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都北区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成十五年三月東京都北区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「第二十八条第二項」を「第三十二条第二項」に改める。

第二条の二第一項中「計画の認定」を「特定建築物の計画の認定」に、「以下計画の変更認定」を「法第二十二條の二第五項の規定により準用する場合を除く。以下「特定建築物の計画の変更認定」に、「計画の認定又は計画の変更認定」を「特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定」に改め、同条第二項中「計画の認定」を「特定建築物の計画の認定」に、「計画の変更認定」を「特定建築物の計画の変更認定」に改める。

第四条第一項中「計画の変更認定」を「特定建築物の計画の変更認定又は法第二十二條の二第五項の規定により準用する法第十八条第一項の規定による計画の変更の認定（以下「協定建築物の計画の変更認定」という。）」に改める。

第五条第一項中「計画の認定」を「特定建築物の計画の認定」に、「計画の変更認定が」を「特定建築物の計画の変更認定が」に改め、「認定特定建築物」とい

う。」「の下に「又は法第二十二條の二第四項の規定による計画の認定（以下「協定建築物の計画の認定」という。）を受けた計画（協定建築物の計画の変更認定があつたときは、その変更後のもの）に係る協定建築物（以下「認定協定建築物」という。）を、「認定建築主等」という。）の下に「又は協定建築物の計画の認定を受けた者（以下「認定協定建築主等」という。）を、「認定建築主等」及び「新たに認定建築主等」の下に「又は認定協定建築主等」を加え、同条第二項中「認定建築主等」の下に「又は認定協定建築主等」を加える。

第六條の見出し中「認定特定建築物」の下に「又は認定協定建築物」を加え、同条中「又は維持保全の状況について」を「若しくは維持保全の状況について」に、「は、認定特定建築物」を「又は法第五十三條第五項の規定による協定建築物の建築等若しくは維持保全の状況についての報告は、認定特定建築物又は認定協定建築物」に、「認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告書」を「認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等又は維持保全に関する報告書」に改める。

第七條第一項中「計画の認定又は計画の変更認定を申請した」を「特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定を申請した」に改め、同条第三項中「同項の計画の認定又は計画の変更認定を申請した」を「申請をした」に改める。

第八條の見出し中「認定特定建築物」の下に「又は認定協定建築物」を加え、同

条第一項中「認定建築主等」の下に「又は認定協定建築主等」を、「認定特定建築物」の下に「又は認定協定建築物」を加え、「計画の変更認定」を「特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画の変更認定」に改め、同条第二項中「計画の変更認定」を「特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画の変更認定」に改め、「認定建築主等」の下に「又は認定協定建築主等」を加える。

別記第一号様式中「第28条第1項」を「第32条第1項」に、「含む」を「含む。」に改める。

別記第一号様式の「中」「第28条第2項」を「第32条第2項」に、「含む」を「含む。」に改める。

別記第四号様式中「第18条第2項」の次に「（同法第22条の2第5項において準

「

用する場合を含む。）」を加え、「同法第17条第3項」を「同法

第17条第3項
第22条の2第4項」

に改める。

別記第六号様式中「認定特定建築物」を「認定特定建築物
に、認定協定建築物」

「の状況に関する」を「に関する」に、

「第53条第4項」を第53条第5項に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則別記第一号様式、第一号様式の二及び第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部
を改正する規則を公布する。

令和七年七月三十一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十八号

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則（令和四年六月東京都北区規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（報告の求め）

第九条の二 条例第十三条第一項の規定により報告をさせるときは、当該報告をさせる者に対し、報告の求め（別記第八号様式の二）を交付するものとする。

別記第八号様式の次に次の一様式を加える。

北 第 号
年 月 日

報 告 の 求 め

住 所（法人にあっては、所在地）

氏 名（法人にあっては、名称） 様

東京都北区長 印

あなたは、東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）の規定に反し、下記1の行為を行ったため、条例第13条第1項の規定に基づき、下記2の事項について、下記3のとおり報告を求めます。

なお、この求めに対し、必要な報告をしなかった場合又は虚偽の報告をした場合には、条例第19条第2号の規定に基づく過料の対象となります。

記

1 違反行為

違反日時：

違反場所：

違反行為の内容：

- ☐ 条例第7条第1項（客引き行為等をした）
- ☐ 条例第7条第2項（客引き行為等をさせた）
- ☐ 条例第8条第1項（客引き行為等を用いた営業をした）

2 報告事項（☐にレ点のある項目について報告すること）

- ☐ 違反者の氏名、住所、生年月日、職業及び電話番号
- ☐ 違反行為を委任又は命令した者の氏名、住所、生年月日、職業及び電話番号（法人にあっては、その名称、所在地、代表者の氏名及び電話番号）
- ☐ 客引き行為等を用いた営業をした店舗の代表者の氏名、住所及び電話番号

3 報告方法及び報告期限

- (1) 報告事項を書面に取りまとめた上、記載事項を裏付ける資料（公的な身分証、商業登記簿等の写し）を添付して、東京都北区危機管理室生活安全担当課に提出すること。

- (2) 報告期限は、 年 月 日（ ）までとする。

なお、直接提出する際は、土日祝日を除く開庁時間内（午前8時30分から午後5時15分まで）に提出すること。

また、郵送する場合は、期限内に届くよう努めること。

【郵送先】〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 危機管理室生活安全担当課

この規則は、公布の日から施行する。